

【二三八】復員連絡局長随行官に懇談要旨（昭和21年9月18日）

復員連絡局長随行官に懇談要旨

昭和二十一年九月十八日

第一復員局業務部

一、靖國神社は御承知の様に宗教法に依る法人となり其祭祀運営等は一切神社自体に於て執行せられてゐる。現在各地方世話部に於て未合祀者を調査して復員局に於て更に調査取集め之を神社に通報して居るが之は御承知の様に合祀資格の在る死歿者は昨秋一括招魂せられ英霊は神社に鎮座せられて居るが其個々の人名が判つてゐない此人名は神社でも調査困難であるので一般復員業務に伴ひ復員關係機關に於て調査出来るのを利用して復員業務の一環として所謂殘務整理的に行つて居るのである從て神社の祭祀は固より運営其他に干與し或は協力して居るのではないから此趣旨で今後の事務を迅速に處理する様各地方世話部を御指導願ひたい

二、かねて各地方世話部から申告せられた未合祀者の中該當者は神社側に通報済で神社側では本月初旬から各府縣遺族聯合會宛名簿を發送して遺族に傳達し生存歸還、既合祀の有無の調査を依頼せられて居る筈である。

【二三九】参考書類寄贈方依頼ノ件（昭和21年9月（靖國神社）宮司宛第一復員局業務部長、第二復員局人事部長宛）

参考書類寄贈方依頼ノ件

宮司ヨリ第一復員局業務部長及

（第二復員局人事部長）、照會

當神社業務上の参考に致したきにつき元陸軍省（海軍省）で扱はれ當靖國神社合祀者資格審査に関する内規等の書類一部御寄贈下され度御願致します。

【二四〇】各地方世話部に対し口達事項（昭和21年9月以降）

各地方世話部に対し口達事項

各地方世話部に対し口達事項

- 一、従前の未合祀者の申告は爾今別紙様式に依る死歿者連名簿を以てすることに定められた。
- 二、昭和二十年十二月一復第七六號は爾今之を取止められた。
- 三、各世話部から管内の市（區）町村當局或は遺族に對し未合祀者の申告方を文書等を以て依頼し居る場合は速かに取止めの措置を採ること。
- 四、復員次官から各地方長官に對し昨年十二月一復第七六號を以て依頼文書を發し在るが右は各世話部から府縣當局に對し取止めの旨を連絡せられたい。
- 五、復員留守業務規程に在る合祀事務に関する所定事項は一切近々削除せらるゝ筈。
- 六、各世話部に現有の調製済申告票は其標題の字句を切除して十一月末日迄に安全な方法で本局業務部に送付せられたい。
- 七、爾今合祀に関する事項は文書を以て彼是照會しない様特に必要な場合は口達に依る様注意せられたい。
- 八、遺族或は其他の向より合祀に關し問合せを受けた場合は神社に廻送すると共に照會者に對し要すれば廻送した旨返事し之等の問合せに對し不親切の謗を受けない様特に注意せられたい。

以上は次の様な對外事情から已むを得ず採られた措置であるから今後共誤解を受けない様慎重にやられたい。

〔※一〕 文書番号一四一参照。

【二四一】靖國神社祭祀に関する靖國神社とG・H・Q宗教部（主務者バーンズ氏）との交渉顛末に関する件（昭和21年9月）

靖國神社祭祀に関する靖國神社とG・H・Q宗教部（主務者バーンズ氏）との交渉顛末に関する件

靖國神社に關しては昨年十一月大招魂祭を施行した際にG・H・Qとの間に諸種の問題を惹起したのであるが當時は將來に問題を残したるまゝ一應解決し其の後新しい宗教法に依る宗教法人として新發足をしたのである。

而し乍ら靖國神社に對するG・H・Qの関心（護國神社も同様）は何等變化しなかつた様であつて國內通信の檢閲、遺族の動靜等凡ゆる面から檢討を續けて居た様であるが本年十月の大祭（合祀祭）施行に關聯して靖國神社を壓迫し初め數次折衝したにも拘らず遂に昨年九月三日以降の戦歿者の合祀に大きな暗影を投ずる至つた。

記

一、九月中旬靖國神社により十月十七、十八兩日大祭（合祀祭）を致す旨G・H・Q宗教部に連絡す。其の際バーンズ氏（何かの用事にて非常に急ぎ居りたる様子である）は神社の説明を聴取した後「合祀する祭神數は之を發表してはならぬ」旨言ひ渡したり。

二、翌日新聞紙は十月十七、十八兩日合祀祭を取り行ふ旨發表す。

三、バーンズ氏が新聞發表に關聯し神社側を招致し「何故に合祀祭を施行する旨發表したのか。昨日合祀祭は施行してはならぬ旨、又祭神數も發表してはならぬ旨申し渡したるに非るか」と詰ると共に「適當なる新聞發表の取消し方」を要求し若し昨日の説明が十分でなかつたとせば自分の誤なる旨附加した。

四、神社側は昨年十一月施行の大招魂祭の意義竝に合祀祭の意義を十分に説明したのであるが先方は頑として之に應じない許りでなく「今後合祀祭は之を行ふべからざること」更に「遺族への通知も許可せざる」旨附加すると共に必要なれば

靖國神社のみに指令を出すも差支なき旨閃かした。

五、神社側に於てはG・H・Q囑託として同宗教部の事情に精通する帝大岸本教授に相談した處 G・H・Q宗教部の靖國神社に對する態度は強硬であるから相當に讓歩した案を以て折衝するのでなければ先方の了解を得られない許りでなく更に神社の本質問題迄觸れて來る心配が多い旨忠告があつた。

六、神社側では右の岸本教授の忠告をも斟酌の上、左記の案を以てG・H・Q宗教部と（九月三十日月曜日午前）折衝した。

1. 新聞發表は取消す。

文案「諸般の準備の都合によつて十月の大祭（合祀祭）は之を中止する。

2. 合祀祭は之を取り止める。但し神社限りで昨年十一月招魂した祭神を相殿（本殿内の一室）に御祀りすることを許されたい。

（註）相殿に御祀りする祭神の調査審査は從來と變りなし）

3. 靖國神社は其の本來の姿の通り國事に斃れた人々、功勞のあつた人を御祀りすることを再確認する。

七、右折衝の結果

1. 2は差支なし。

3. 關しては戰爭に關係した軍人軍属は已に昨年十一月大招魂祭施行済につき今後更に追加御祀りしてはならない。

又遺族への合祀通知は全面的にしてはならない。但し問合せに對する個々の通知等は別の問題である。

右の交渉で一應落着を見たのであるが今後各種の面で更に壓迫を加へて來ることが豫想されるので靖國神社の問題に就いては先方を刺戟せぬ様に祭祀、通信其他慎重にやる必要があると共に「九月三日以降の戦歿者の御祀」に就いては神社内限りに於て別途研究中である。

別紙

【二四二】別紙 死歿者連名簿（昭和21年9月以降）

死歿者連名簿（第〇號）

昭和〇年〇月〇日調製
〇〇地方世話部長 職印

氏名	區分	階級	所屬	死亡年月日	死亡場所	遺族	氏名	本籍地	柄續	摘要
	氏名									

一、本名簿は死歿者原簿に基き戦死、戦傷死或は戦地、事變地等に於ける傷痍疾病等起因して死歿し公報を發した者を洩れなく又重複せぬ様記載して適宜本局に送るものである。

二、昭和二十年九月二日迄に死歿した者と九月三日以後に死歿した者とは別葉に調製する。

三、用紙は規格B四判とし紙質は隨意で各欄の廣さは適宜であるが紙の上方に約三種の餘白を存置し一枚の紙は折疊みすることなく概ね二十名程度記載すること。

四、各欄の記載上の注意。

イ、軍属の階級は原簿に登記してある儘を記載すること。例へは通訳、看護婦と書いてあれば其の通に書く。但し陸密軍属（軍属船員）動員學徒は摘要欄に其の旨明示すること。

ロ、所屬隊號が原簿に書いて無く不明の場合は記載を要しない。

ハ、認定死歿者は死亡區分欄に明示すること。又死因で考慮を要する者は摘要欄に附記すること。

ニ、死亡場所は細部に亘り記載を要しない又全然不明の場合も同じ。

例へば中華民國、ビルマ、南方、滿洲と書くこと。

【一四三】靖国神社合祀事務に関する件通牒（昭和二十一年十月復員庁第二復員局人事部長発各地方復員局長宛）

昭和二十一年十月 日

各地方復員局長殿

復員廳第二復員局人事部長

靖国神社合祀事務に関する件通牒

靖国神社祭祀に関する同神社とGHQ宗教部との交渉顛末（別紙）に鑑み、靖国神社の問題については、先方を刺戟せぬ様に祭祀通信其の他を慎重細心にやらねばならないので、第二復員部内の合祀関係事務は、表面は戦死者の調査と云ふことに一切靖国神社の字句の使用を避け、左記の通り処理することに定められたから了解されたい。

記

- 一、終戦時迄の戦死者は、昨年十月大招魂祭により既に合祀されたが之に対する個々の人名調査を行ふと云ふ形式のもとに合祀調査事務は従来通り續行する。
- 二、遺族等から合祀について問合せのあつた場合は成る可く靖国神社に直接照會する様指示し、手紙等に依る場合は、之を神社に回送するやうな方途を採ること
- 三、遺族の現住所、續柄等の戸籍事項は、戦死者調査の資料からこれを取り、改めて市區町村長や遺族に問合せる必要はないが、不明の場合問合せるときは靖国神社合祀の事由で、これをしてはならない。
- 四、當方に合祀名簿進達の場合は、本通牒の件番號を用ひ復二人扶第 號の件進達とし又「甲（乙）號靖国神社合祀者名簿」は「甲（乙）號死亡者名簿」として靖国神社合祀等の字句を使用してはならない。（送達も努めて傳書使便を利用すること）
- 五、昭和二十年九月三日以後の死死者も、従來の合祀詮衡方針に依つて調査をして進達されたい。但し同年九月二日以前のものとは別箇に進達すること。
- 六、本年一月二十三日官房人第七號（同月二十四日附第二復員省公報参照）で、靖国神社未合祀者申告票を市區町村長に送付して合祀未済者を調査申告させる事務は中止する。

（別紙添）

〔※1〕 文書番号一四一参照。

【一四四】死死者調査作業の標準（昭和二十一年十一月二十日）

死死者調査作業の標準 昭和二十一年十一月二十日

従前極めて慎重主義で特に生否の確度に意を用ひて為に保留者が多かたが斯くては際限が無いから、努めて保留者の出ない様に各地方世話部からの申告を善意に見て本籍地、氏名、官等身分、死歿区分、死歿場所（細部は不明で差支ない）死歿暦日が判つて居る分は生否の確度には疑を容るゝことなく決定すること

一、右の各号に該当する者は悉く可と決定のこと

1. 戦死、戦傷死せる者。

内地に於て戦死、戦傷せる者を含む為念。

2. 戦地事変地等に於ける勤務か原因して傷痍疾病を受け死歿したる者。

之等の分の中で外地に勤務中受傷罹病し内地部隊に転属或は召集解除後死歿したる者と、単なる内地勤務に終始し死歿したる者とは其區別が判然とせぬ分があるが申告票記載の各欄を彼是綜合判断の上単なる内地勤務終始と認めらるゝ者は保留せられたい。

三、左の各号に該当する者は悉く保留せられたい。

1. 昭和二十年九月三日以後死歿せるもの（死亡区分の如何を問はぬ）

2. 単なる内地勤務と認むる死死者。

3. 本籍、氏名、官等身分、死歿場所区分暦日不明の分。

参考

一、千島列島（根室諸島を含む）

一八、五、一三、以降

三、小笠原諸島（硫黄列島を含む）

一九、二、一、以降

三、琉球列島（南西諸島を含む）

伊豆諸島一九、一〇、一〇、以降

四、台湾

二〇、四、一、以降

戦地適用暦日

〔※1〕 空襲。艦砲射撃。原爆等敵の兵器に依る

【一四五】合祀祭中止二関スル説明要領（昭和二十一年）

合祀祭中止二関スル説明要領

a、一般遺族ニ対スル口頭説明

一、此の秋ノ合祀祭は諸種の事情に依り中止せり。

二、しかし昨年秋十一月一九日大招魂式に依り招魂せられたる御靈は神社かぎりに於て既に御本殿に奉遷せり（右奉遷の時期は進んで当方より説明は行はず先方より質問あれば四項を以て説明す）。

三、従つて昭和二十年九月二日迄に戦歿せられた方々は総て既に靖国神社に奉齋せられたり。

四、靖国神社に奉齋せられた時期（靖国神となられた時期）は昨年十一月二十日大招魂式当日（天皇陛下御親拜ノ秋）なり。

五、従來は靖国神社に奉齋せられた御祭神の御遺族に対しては個々に通知狀を差上げたるも諸種の事情により今後は之を行はず。

六、但し遺族より紹介ありたる時は直接書面を以て回答す。

b 世話部其他関係方面に対する説明

一、合祀祭の中止は複雑なる対外事情（聯合軍の意向）に依る事。

二、現下の靖国神社の立場として聯合軍対日現事會等を刺激する事は神社自体の存立に重大なる影響を與える可能性ある事。

三、神社としては神社限に於て招魂殿祭神（昭和二十年九月二日迄戦歿者）を一括して本殿に鎮齋したる事。

四、右は座を別にして奉齋したる事。

五、御祭神名確定次第靈簿を奉製し右に依り神社限に於て本座に奉遷する事。

六、遺族に対しては紹介あれば昭和二十年九月二日迄の戦歿者（招魂殿御祭神）は既に総て靖国神社に鎮齋せられある旨を回答す。

七、従つて個々の遺族に対し通知狀は発送せず。

八、「六」以外の事実は文書書面を以ては一切外部に発表又は通知せざる事。

特に質問ありたる遺族に対しては「四項」・「五項」を除き本要領を以て説明す。

【二四六】議会議答資料（昭和21年）

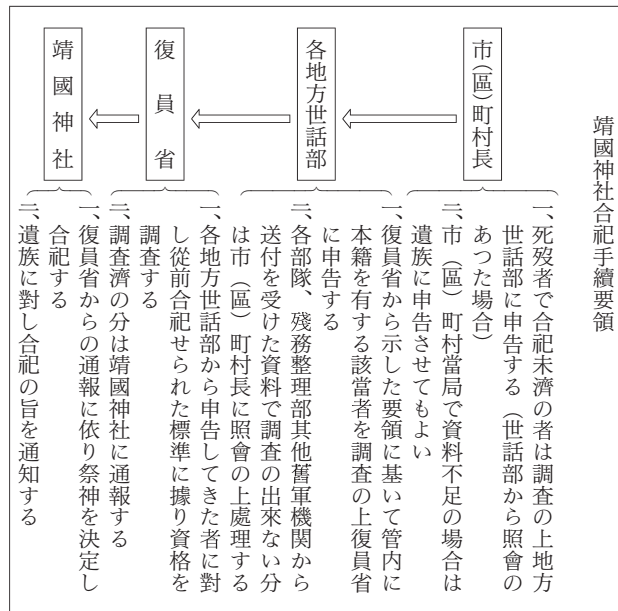
議會議答資料 第一復員省業務部合祀班

要旨

靖國神社は一般神社と同様本年二月一日より國家の手を離れて宗教法人として出發することとなり従前と性格は變化されたが合祀に關しては従來と變更なく今次戰爭に於て死歿し未だ合祀せられて居ない者は成るべく速かに従前通に合祀するため目下別紙要領で有資格者の調査を進めて居る

【二四七】別紙 靖國神社合祀手續要領（昭和21年）

別紙



【二四八】死歿者連名簿調製上の希望事項（昭和22年5月21日）

死歿者連名簿調製上の希望事項

昭和二二、五、二一 第一復員局業務部

- 一、復寫する場合は特に鮮明を期せられたい。
- 二、區劃が狭い爲隣のものゝ混淆したり線の上に記載したものかあつて判讀に苦しむ場合が多い。
- 三、死亡場所を明確に記載せられたい。
- 四、細部のみを記載（例 阪東川、キエタ）するもの
- 五、緯度のみを記載し經度を記載しないもの
- 六、ボ島等と略記してあるもの
- 七、等がある。要するに地名は細部に亘る要は無く國名又は之に準ずるものでよいが内地或は沖等は余り漠然としてゐる記録の整理上困る。之等のものは可及的調査の上内地は出来る限り府縣名を記載せられたい。
- 八、遺族の氏名は姓が同じものは名のみで差支へないと一應考へられるけれど姓の不鮮明なもの或は間違ひと思はれる文字がある爲之等の判別の資料と致したいので今後は必ず氏名を記載せられたい。尤も大部分の世話部は氏名共記載せられてゐる。
- 九、終戦後（昭和二十年九月三日以降）のものを前のものに混入しないこと。
- 六、「凡有内地病死、或は外地にあつても處刑せられて死歿した者等は記載しないこと」。
- 七、重複記載しないこと（甚だしいのは一枚二十名内外の中に重複記載がある）。
- 八、官等の略記は差支へないが軍屬は單に屬とすることなく軍屬とせられたい（單に屬とせられると陸軍屬か陸軍軍屬か判別しない）。
- 九、市（區）町村毎に區分して書くことを勵行せられたい。
- 二〇、本籍地の脱漏、又町村名のみを記載し番地を省略したものがあるが之等は共に必ず記載せられたい。

三年以上経過のもの合祀について

二二、八、六

従来通り合祀しない方針である。

尚合祀範囲は全く従来通り戦死戦傷死戦病死とする（範囲を拡大することは復員廳存続中に處理困難となる）、之等以外の特種のもの、（三年以上経過、特種潜航艇に於ける訓練中の死歿者、「陸奥」の死歿者等）は一切合祀手續しない。但し之等特種のもの資料は復員廳解散に際し神社に送付する。而して之が合否については神社に一任致したい考へ。

（長屋課長、荒木事務官談）

追記

従来、三年以上経過のもの、書類は、悉く返却したが現在は、本局に保留してゐる。

要旨

戦役又は事變に基因して死歿した軍人軍属は叡慮に依り靖國神社に合祀せらるゝこととなり陸海軍當局に於て有資格者の個々の人名を調査し、御裁可を仰いで之を靖國神社に通報し、概ね毎年春、秋二度陸海軍の主催で臨時大祭を舉行合祀せられてゐたが終戦に伴ひ諸種の事情で従前と同様の資格を有する者は一括合祀手續を爲し爾後個々の人名を調査して靖國神社に通報することゝなつた。

第一 終戦前の状況

一、調査及手續

1. 滿洲、日華事變以來昭和二十年四月迄に合祀せられた者は二十二萬九千四百七十六名である。
2. 有資格者は別紙第一の要領で各關係部隊に於て嚴密に調査の上陸軍省に提出してゐたが、戦局の進展に伴ひ各隊の負擔事務も簡素化する爲別紙第二の特例を設けたが實施中に終戦となつた。

3. 陸軍省に於ては官房内に將校以下約三十名の祭典掛を設け高級副官を委員長として副官、祭典掛長、輔任、恩賞、軍事、警事の各課員一名宛を以て資格調査委員會を構成して別紙第三の審査内規に基いて各隊の上申者を個々に嚴密に審査して有資格者を決定してゐた。

この調査に於ては生存の疑ある者又は忌はしい行爲に依る死歿者を誤つて合祀する様なことのない様に又従前合祀せられた者との均衡を失はない様に特に注意してゐた。

4. 調査の結果有資格者と決定した者は大臣より上奏、御裁可を得て靈璽簿を謹成して靖國神社宮司に通報してゐた。

二、合祀の爲の祭儀

戦局其他諸般の状況上多少の差はあつたが國家的重要祭儀として勅裁を得て別紙第四の要領で極めて盛大嚴肅に實施してゐた。然るに戦争中期以後諸般の状況上簡素化せられ昭和二十年春の臨時大祭の舉行の能否は相當懸念せられたが熾烈なる空襲下に特に對空處置を講じて、陛下の親拜を仰いで内地各軍、師團代表者參列莊嚴に實施せられた。只遺族に對する案内は取止められたが東京在住遺族、全国各地の遺族が自發

的に參列した者は數萬を超へ懸念せられた空襲もなく極めて盛儀であつた。
昭和二十年秋の合祀大祭も諸般の状況之を許す限り今春の要領に依り實施すべく別紙第五の通協議の上資格の調査其他諸般の準備を進めてゐた處突如終戦となつた。

第二 終戦後の状況

一、終戦に伴ひ秋合祀決定者を如何にするか、大多數の未合祀者を如何にするかといふことが大きな問題となつた。之等は今後の靖國神社の處理と極めて關係深く連合軍側の意圖も判然しない今日根本的對策は樹てられないが神社を管理し新祭神を合祀手續する陸海軍省は十一月末を以て解体せられ、又神社自体としても従來の様に盛大なる合祀祭を行ひ合祀することも極めて困難を豫想せられ且未合祀者に關する文書も戦災により焼失又は焼却せられ従前の様な調査を迅速正確に遂行することは極めて困難につき陸海軍當局者協議の上、従前の合祀者と同様の有資格者は個々の人名調査を俟つこととなく先づ「一括合祀」の上爾後個々の人名調査の上神社に通報することに決し神社其他の方面と協議したところ個々の人名の判明しない者を一括合祀することとは神祇上の見地から異議あり、依つて英靈は一先ず靖國神社招魂殿に一括御招きして爾後個々の人名確定に伴ひ逐次本殿に本格的に合祀する方法を取ることに決定し、十一月末の陸海軍解體に先だち大招魂祭（實質的には臨時大祭）を舉行することに決し國內關係機關に諮り同意を得て連合軍の諒解を求め左記の通陸海軍兩大臣より上奏、御裁可を仰いだ。

左記

大東亞戰爭竝に支那、滿洲事變に關し戦死戦傷死又は戦地、事變地等に於ける傷痍疾病等起因し昭和二十年九月二日迄に死歿せる軍人軍属等にして靖國神社未合祀の者を同神社招魂殿に招魂祭祀の爲來る十一月十九日招魂式執行二十日、二十一日臨時大招魂祭舉行の儀、勅許被爲在候様執奏相成度候也

追て右祭祀者の個々の祭神名は今後慎重調査の上例大祭に際し逐次本殿に合祀可致、尚招魂式執行に關し連合軍側とは爲念諒濟に付申添候

三、臨時大招魂祭の舉行

大招魂祭は梅津陸軍大將を委員長として概ね従前の臨時大祭の要領を以て十一月十九日から三日間靖國神社に於て舉行せ

られた。大祭第一日は招魂齋庭（本殿に合祀せられてゐないためである）に天皇陛下の行幸を仰ぎ、各皇族、内閣総理大臣以下政府大官、未復員内地各軍隊、官衙の代表者、各地方長官、在京遺族、一般有志参集して盛大厳肅に舉行せられ今次戦争に於て九月二日迄に死歿し未だ合祀せられてゐない英霊は神社内の招魂殿に招魂鎮座せられ本格的な本殿に合祀を俟つこととなつた。尚本大祭には連合軍側からも参列の意圖であつたが都合により取止めとなり大祭第一日ダイク代將以下宗教關係將校三名、視察の爲來社し開式より閉式迄熱心に視察し且神社内外の状況をも視察し關係者より種々説明して靖國神社の本質理解に努めた。

三 未合祀者の人名調査

終戦に伴ひ各部隊からの従前の様な未合祀者の上申も自然に中絶の形となり既往上申書類も其大部焼失又は焼却せられ今後の調査は困難を豫想せられたので昭和二十年九月聯隊區司令部配属要員教育席上に於て別紙第六の通指示せられ關係書類の散逸を豫防すると共にその進達準備方を内示し十二月復員省發足に伴ひ別紙第七及第八の通關係方面に通報し未合祀者の調査を開始した。

四 靖國神社の性格變化に伴ふ人名調査

1. 昭和二十年十二月連合軍の指令（AGOO〇三〇一E）（内閣閣甲第三〇号）及昭和二十一年二月二日勅令第七〇號に基き神社は一般神社と同様に宗教法に依る法人として昭和二十一年二月一日復員省の管理を離れた。之に伴ひ既に合祀済の者で人名不明の者の調査を依然復員機關に於て實施するの當否に就て考へられたがこの調査は復員業務に關聯して始めて調査が出来るので今復員機關以外に於て實行することは到底不可能なばかりでなく軍として戦争犠牲の最も大きな死者に對する道義上復員業務中の重要業務として實施するを至當とする見解の下に從前通に實施することとなつた。

2. 各地方世話部に於ては昨年末の指示に基いて調査を始めたが關係書類の不足、復員部隊との連絡等相當に困難を極め昭和二十一年三月末迄に約五萬餘名の申告票が復員局に到着したので本局業務部に於ては従前の資格調査標準に準據して逐次調査したが、生死の判定困難の爲其中一萬六千八百六十一名のみを第一回分として四月上旬迄に靖國神社に通報した。靖國神社に於ては前號の通り通報を受けた人名は春の例大祭の前日招魂殿より本殿に合祀の祭祀を行はれ之等の者は本格的に合祀したる旨通報があつた。

3. 以上により合祀済不明者の調査業務は大体軌道に乗つて來たので別紙第九の通各地方機關に連絡し地方の迅速正確なる申告と、本局の迅速なる調査整理に意を用ひ靖國神社の取扱能力に應じ可及的迅速なる完結を目途に促進を圖り昭和二十一年八月末迄に到着した申告票約十二萬名中（内三月末迄の分の保留約三萬四千名を含む）調査完了の分五萬三千六百三十名を九月中旬靖國神社に通報した。

五 一括合祀者の人名調査中止

昭和二十二年九月中旬靖國神社より「既に合祀せられた者以外今次戦争で死歿した者を新に合祀することは連合軍側より禁止せられた」旨の通報あり、茲に於てこの調査をこのまゝ續行するか、或は連合軍に諒解を求め此のまゝ續行するか、中止するかに就て決定せねばならぬ段階に達したので第二復員局と協議種々研究の結果、復員全般に及ぼす影響上已むを得ず申告票の提出を止め調査を中止するに至つたことは残念の至りで死歿者に對し又、之等の遺族に對し寔に申譯のない結末である。

一括合祀者人名調査中止後の措置

連合軍側の神社に對する指令に伴ひ未合祀者の調査は一旦中止したが此まゝ放置するときは百萬以上の無名の祭神、終戦後死歿し合祀有資格幾萬英霊に對し將又之等の遺族に對し、後世に對し寔に申譯のないばかりか靖國神社としては此後祭祀を維持存續するためには遺族に基盤を求めねばならない。然るに祭神大多數の個々の人名が判らない様では不可能につき、第二復員局と協議して合祀事務の名義を止め生死不明者、死歿者究明の一環作業とすることゝし窃かに別冊の通調査中止に伴ふ善後措置を地方復員局を経て各地方世話課と連絡して新に死歿者の連名簿の形式を以つて未合祀者の報告を求め之を基に爾後の調査を續行した。

各地方世話部では種々の障碍を排して連名簿を作製して本局に提出せられ、此數は昭和二十二年十月末迄に約六十五萬名に達した。本局では急速に調査し、之を別紙様式の名簿化して靖國神社に通報を準備した。此數六十萬餘に達した。此後尚七十萬に近き未處理者を豫想せらる。

近く本局を始め地方の復員機構も改正縮少を豫想せらるも既述の経緯に鑑み凡有方法を講じ對外刺戟なき様調査を完遂して神社に通報の上祭祀を續行致させ、英霊を慰め、遺族を慰め國家再建の爲意義あらしめたものである。

附記

日華事変以前に於ては軍屬以外の者でも軍人を合祀する場合と同一の情況下にあつたものも又戦死者と同一の取扱を必要とするものは關係省等の發動に依り陸、海軍両大臣に於て上奏の上合祀せられて居た。例へば外務省警官、満鉄社員、開拓移民等それである。

今次戦争に於ても之等に該當するものは相當多數含まれて居るが表面に現れてゐないものが多い。之等は軍屬制度の變化に伴つて悉く軍屬に任用したことによる。その結果合祀については固有身分の隸屬省等を経ずして陸海軍で措置出來た爲に外ならない。

従つて合祀軍屬を仔細に検討すれば、各省派遣官吏は勿論、會社員船員等多數包含せられてゐる。

【二五二】戦歿者調査業務の移管について（要旨）
（昭和23年8月2日）

戦歿者調査業務の移管について（要旨）

昭和二十三年八月二日
於靖國神社

一、會同者

岡林業務課長 水上事務官（旅行欠）

清水事務官

（二復）長屋業務課長 奥津事務官

（神社）池田権宮司（代理） 坂本、神野藤、大谷

三、議事

岡林 今回傷痍軍人記章等に関連して『占領政策の根本方針を基として業務を行はなければならない』旨の強い注意があった。従つて官に於ては積極的な援助は出来ないと云ふ事を前提として、今後の措置について研究して載きたい。

神社 1、神社が独自で調査を行う

2、官庁に附随して調査する

この二つが考へられる。

②は現在の型であるが復員局をはなれては中々困難であるし自然他の注目を、ひくことになる。

大谷 遺族會は財團法人として近くG・H・Qから許可される筈である。

岡林 遺族の自発的申出によつて合祀しては（一案）。

神社 合祀不適格者も合祀する結果となる。

岡林 留守業務局で現在調製してゐる死亡者名簿を復員局閉鎖の折、神社へ送りたいと思ふ。之があれば不適格者の問題は解消するし又恒久的の整理が出来ると思ふ。但し本冊は司令部の關係でどうなるかは予測出来ない。

或は公報の写を神社へ送るのも一案と思ふ。

この場合不適格者には、その旨記入せしめる。

大谷 遺族會に之をやらしては、

坂本 戦争の印象を無くしようとしてゐるGHQの考へ方からすれば如何かと思ふ。

岡林 財政の面もあるし又事務能力が問題である。

大谷 事務能力は無い。

岡林 これは私の試案で、上司の許しを得たものではないが公報を各世話課から一部取る之を神社に貸す、神社は之を基として所要の資料を作る。用済後本局に返却する。

二復、神社とも、本案に同意せらる。

従つて、この線に進むことに決定した。

岡林 神社では調査の為人員を増されませんか。

神社 現在赤字でかゝることは出来ないけれど合祀に関する事務を復員局で、して載けないとすれば、当方としては財政の困難をなんとかして、人員を増し、調査業務を充実したい。

岡林 細部については両復員局事務担当者と協議の上可然く取計りたい。

尚新に、人員を増されるについては復員局に人があまつてゐるから御考慮せられたい。

神社 いづれ検討の上御伺ひする。

【二五二】祭神名票作製ノ件（鑑）（昭和23年8月28日）

昭和二十三年八月二五接受
八月二五起案
八月二八決裁

祭神名票作製ノ件

祭神名票を左記要領及別紙案の通り作製しても良いか伺ひます。

左記

一、引継事務の増加により既製カードが不足になること。

二、引継事務の事実上の開始は十月よりと予想されるので作製も九月下旬迄にしたい（約十萬枚）。

三、作製枚数は約五十萬枚の予定。
〔※1〕

〔※1〕 横書の場合は国定に従ひ、左書に一定し、別紙祭神名票カード横書の個所は左より始められたい。

〔※1〕五十音区分
 〔※2〕合祀番号
 〔※3〕遺族番号

昭和		祭神名票			〔※1〕	
年	月	稱族籍本	屬所	勳官功位	年	月
		村町 縣府都		從正	-----	
族		番地 區郡市		勳功	日生	
祭神簿第		名氏所居族遺	地亡死	名病傷	地病傷	
			昭和		昭和	
			年		年	
			月		月	
			日		日	
			才			
號						

【一五三】祭神名票（昭和23年8月）

（1京東）

【一五四】祭神名票（昭和23年8月）

（ ）		祭神名票		（ ）	
遺族氏名	本籍	合祀	死亡地	傷病名	傷病地
	縣府都 區郡市 村町	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日		昭和 年 月 日
		祭神簿 第 號	之		
				所屬	
				官位	
				正從 勳 功	
					日 年
公報	昭和	年	月	日	

【一五五】祭神名票記載事項（昭和23年8月）

- | | | |
|----|----------|--------------|
| 1 | 祭神名票記載事項 | 氏名 |
| 2 | 生年月日 | 追加記入ラズルモノ |
| 3 | 官等 位勳功 | 12 公報発令月日及番号 |
| 4 | 所屬 | 13 受付番号 |
| 5 | 本籍地 | |
| 6 | 傷病地及年月日 | |
| 7 | 傷病名 | |
| 8 | 死亡地及年月日 | |
| 9 | 遺族居所氏名 | |
| 10 | 合祀年月日 | |
| 11 | 祭神簿番号 | |

(※1) 五十音区分
 (※2) 受付番号
 (※3) 公報番号ヲ附ス

() ^(※2) 祭 神 名 票 () ^(※1)					
公報昭和 年 月 日 日合祀	1 昭和	籍 本 □□ (二字不明) 村町 縣府都	屬所 1	位官 1	2.3 ----- 年 月 日生
	年 月 日	區郡市	從正 勳 功		
祭神簿第 號	2.4	名氏所居族遺	1.5 地亡死	1.8 名病傷	1.5 地病傷
			昭和 年 月 日 (才)		昭和 年 月 日
() ^(※3)					

○

【一五六】祭神名票（昭和23年8月）

【一五七】祭神名票（昭和23年8月）

1.0 () 祭神名票 ()						0.8 公報昭和 年 月 日	
0.8	2.0	0.5	官位	所属	本 籍		0.8 昭和 年 月 日 合祀
			1.0	0.8	2.7		
-----年 月 日生		正從 勲 功		都府縣 町村			
				市郡区			
0.5		傷病地	傷病名	死亡地	遺族氏名		祭神簿第 号
		昭和 年 月 日		昭和 年 月 日 (才)			
		1.5	1.5	1.5	2.2		0.8
1.5		()				0.8	

(※2)

(※1) 赤線が現行の大きさ。(赤線は太枠で表記した。)
 (※2) はがきを利用する方が経費節約されるも、従来の型より少々小さくなる。
 宮司の注書により同型のを左横書とした。

【一五九】祭神名票（昭和23年8月）

〔※1〕

〔※2〕

0.8		1.0 () 票 名 神 祭 ()				0.8	
公報昭和 年 年 月 月 日 日 日合祀	昭和	籍 本	属所	位官	----- 年 月 日生	從正 勲 功	
		村町 縣府都					
		区郡市					
祭神 簿第 號	名氏族遺	地亡死	名病傷	地病傷			
		昭和 年 月 日 才		昭和 年 月 日			
8'0		1.5 ()				8'0	
		○					
		1.5					

〔※1〕 赤線が現行の大きさ。〔赤線は大枠で表記した。〕

〔※2〕 はがきを使用して経費の節減を考慮す。型は現行のものより少々小さくなる。

【一六〇】祭神名票（昭和23年8月）

祭神名票 ()			
年 月 日生 官位 正從 勲 位 所屬 本 籍 都府縣 町村 市郡区		傷病地 昭和 年 月 日 傷病名	公報昭和 年 月 日 昭和 年 月 日 (才) 死亡地 遺族氏名
昭和 年 月 日合祀 ()		祭神簿第	號

十一月八日事務引続会談記録 23 10/11

権宮司 鈴木禰宜 神の藤主典
岡林課長 水上事務官 清水事務官

一、「靖國神社合祀資格審査方針綴」の内容の説明（水上）

1、本綴はGHQ届出書類なること。
但し別に本綴の畧本を作製しあるにつき本綴は神社にて保管すること。

2、内容の簡單なる説明。

イ、明治維新により終戦後までの合祀方針の変遷が知られる。

ロ、同一文書二部以上あるものもあるがこれは整理されることが良い。

二、「合祀関係諸係綴」の説明（水上）

1、本綴も前項と同じくGHQ届書類なるも別本があるから神社にて保管せられ度い。

2、内容は「方針綴」中の條規と重複のものもあるがそのまゝとされ度い。

3、本綴は「方針綴」中の關係の條規を一括したもので「方針綴」と対照して見ること。

三、「終戦後に於ける留守業務及恩典処理大綱」

1、本綴もGHQ届書類であるが請求のあつた時には返戻してもらいたい。

2、内容は終戦後の靖國神社合祀に関して地方世話課に発した通牒である。

四、「靖國神社臨時大招魂祭関係綴」

1、本綴もGHQ届書類であり別本なき爲一應返戻せられ度い。

2、内容は臨時大招魂祭の往復文書及祭典記録である。

3、「本局閉鎖の折は靖國神社へ送付方願ひ度い」の添附紙あるにつき後日神社に送附される。

五、「各地方世話部長への口達書」

1、本書はGHQの檢閲済であるが内容に不都合な点を追記してある。

2、靖國神社合祀方針の説明と申告票連名簿等の作製上の注

意書である。

3、靖國神社のその後の動向等も記載してある。

4、第一項「方針綴」の末尾に綴込保存せられ度い。

六、以上にて書類の内容の説明を簡單にしたが何れも重要書類であるからGHQとの關係を特に注意して保管せられ度い。

七、續いて「死歿者調査業務の引継ぎ」により説明（水上）添附別紙の通り。

八、岡林課長よりの注意要旨

1、業務は調査と整理とが並行して行はなければならない。

2、引継書類中不用なもの焼却廃棄（申告票）。

3、GHQ関係者に書類発見の時の処置。

イ、本件は神社側の別紙起案に基き検討されたもの。

ロ、而して神社側の希望により一部資料を要求したのでこれに應じた。

ハ、本業務は昭和二十三年九月以降諸般の事情により穩当ならずと認めため中止した。

ニ、今後は時宜に應じ文書又は口答にて連絡し復員局に於て便宜を供する様にしたい。

4、地方世話課よりの書類は連名簿は望み得なく公報の寫が来ることとなる。

5、従つて神社にてはこれを整理する上に從來の例により並行を保ちつゝ資格を判定して事務を進行する様にされた。

6、而して不備なる点不明なる点は復員局を経由して地方世話課に連絡すること。

7、戦犯者の調査は法務調査部に依頼すること。

九、其の他の質疑應答

1、未調査残数は約五〇万弱と推定される。

2、保留（不合祀）の死歿者は約一万余。将来戦争關係常人を合祀する場合はこの保留者を先に合祀されるべきものと思はれる。

3、申告票記載の分は約三〇万ある。

4、連名簿は一冊が一五〇名として整理してある。

5、支那事変以後合祀保留の者がある（内地勤務・戦地上陸直后等）然しこれは非合祀でなく追て調査並方針決定後合祀を予定されるものである。

6、戦地指定の変化に伴ひ合祀保留の年次も亦変更される。

7、合祀の決定は御裁可であるがその審査上奏は各隊官衛長より行ひ來つた。

8、不合祀の場合もどこまでも保留として残して來たものである。

六、第八項才二号は淨書連名簿に必要事項記載の後申告票を焼却する。

七、同じく地方世話課よりの申告連名簿は表^{不明}を除去して整理され度い。

以上

【二六二】死歿者調査事務引続報告ノ件〔鑑〕（昭和23年11月13日）

昭和二十三年十一月十日起案
11月13日決裁

死歿者調査事務引続報告ノ件

首題ノ件一復関係ノ分一應引続ヲ終了セルニツキ報告致シマス。

添附書類

- 一、祭神調査事務引続経過及日誌
- 二、十一月八日事務引続会談記録
- 三、送附品目録
- 四、死歿者調査業務の引継ぎ
- 五、G・H・Q・関係への説明

以上

【二六三】祭神調査事務引継の件（昭和23年11月）

祭神調査事務引継の件 要点筆記

八月二日、於権宮司室 神社 池田、坂本、神の藤、大谷

一復 岡林、清水

二復 長屋、奥津

A. 本問題発生の原因

岡林事務官より種々の事情によりて祭神調査事務は今後継続して行くことの困難なることの説明あり。

1、某地にて傷痕軍人記章の交附の件につき、G・H・Qより中止を命ぜられたこと。（長野縣）

2、右は占領政策に反すると云ふによる。

3、本件は祭神調査事務と直接関係はないが、1項、その他の復員庁部内の事情からして、調査事務の続行不可能となつたこと。

B. 祭神調査事務の今後如何にすべきかの問題

1、今迄の如く積極的の援助をすることは出来ないと思ふことを前提として、この問題の対策を具体的に構じて行かねばならぬ。

2、神社の性格、祭神の対象即ち祭神の範囲を決定する上の方針等の資料の蒐集——神社側の意見如何。

3、神社の性格としては終戦後規定された「靖国神社規則」に依ることが出来る。

4、神社の祭神の対象、資格と云ふもの、規定と云ふ様なものはあるか。

5、従来範囲外には出ない考へである。

C. 資料の蒐集方法

1、第一案として神社から関係官庁に出張して調査蒐集する方法。

2、これは差支へないと思はれるが、経理面から見て、神社では困難である。

3、遺族個人の照会の回答はG・H・Qに了解済である。

4、神社が調査の為官庁に依頼するのは、遺族より照会があるので、この回答をする為に調査（死歿者）するのであると云ふ方法は了解されると思ふ。

5、遺族の照会者に対しては公報を送らせることにしてはどうか。

6、これは現在実施してゐる。

7、然しこの方法は無難であるが、全部を網羅すると云ふことは出来ず、消極的である。

8、遺族会が財団法人として発足する。これに連絡して公報を集める様にすれば良いと思ふ。そして神社では、これが為

に従来の調査機構を整理機構に改変しなければならぬ。

現在、遺族自体で祭ると云ふ機運にあるかを見られる。

9、これによると祭神の資格に於て不向の者もあると云ふことを考慮しなければならぬ。この時遺族は誰でも合祀してもらい度いと云ふ考はあるから、不向の者のある場合に困ることがある。

10、神社の根本的な問題も定めねばならぬ。又、出来れば、現在所有の名簿を神社に引渡したいと思つてゐる。

11、第二案として、世話課で公報を発する時に三部取つて一部を直接神社に送附する方法もあるが、困難である。死歿者の多い時は紙数に制限があること。逃亡者、軍刑死亡者、自殺者等の分別が出来ないこと。

12、遺族会と世話課の話し合にて遺族会に世話課から直接渡す方法もある。これは遺族会にて、遺族を掌握するに必要であると思ふ口実によるのである。然しやはり第9項の件を考慮しなければならぬ。

13、公報を業務課にて纏める。これを神社に回附する。これは公報発令の地方世話課の処置の結果を報告する為であると云ふ口実による。而して公報は神社にて整理の上、一應業務課に返戻すること。

この方法により神社側では如何に処置するか、具体案を立て、欲しい。

D. 本問題の事務範囲

1、今後出る公報の分のみ

一復 約月三万——当分の間

二復 約一〇万

2、現在整理のもの（連名簿となつてゐるもの）

一復 約九四万——照合点検未了

二復 約二三万

3、全死歿者推定数。

一復 約一六〇万

二復 約四〇万

4、今後の資料（死歿者名簿として）送附の見込なし。

5、死歿者の調査はするが、神社関係の書類の整理は中止する。神社の機構及整理要領の方針

- 1、調査課機構の拡大
- 2、事務室の移転、整備
- 3、人員の増加
- 4、根本方針の規定
- 5、事務要領の起案

【二六四】八、二、会談後連絡事項日誌（昭和23年11月）

八、二、会談後連絡事項日誌

一、八月二日 清水事務官を訪問す。

- 1、神社側移転の部屋の件、靖国会館の一部使用の計画
- 2、神社側増加人員の件、最少限の増加をする。約一四、五、名の予定。

3、機構、組織の件

清水事務官の意見

- 1、従来神社にて行つてゐた事務
 - 2、八、二、会談による引継事務
 - 3、新祭神の合祀までの調査整理事務
- 以上三段階に区分したなら良いと思ふ。

これに対し神の藤主典
実情から見て、「文書係」と云ふものも置く考へであると述ぶ。

4、送附の書類は目下整理中にして、従つて事務は全部中止してゐる。

5、書類をG・H・Q.に押へられると云ふことも考へられるので保管を良くして頂きたい。

6、八、二、会談の書類送附は、復員局の庁舎の移転とは関係ないことで、九月初旬に送附する様になると思ふ。

三、八月一六日、水上事務官来社、坂本彌宜、神の藤主典應接す。

1、今後の人員を如何にするか。

神社としては、経理面から見て出来るだけ増員を差控え、増員するとしても、附近の学校の夜学生を採用する考である。

2、機構を如何にするか。

大体の案は出来てゐるが具体的な検討はまだしてゐない。一復にて公報を取ることの可能なるや否やの問題が決定すれば神社の機構を決定する。

3、公報を取ることは東京では可能である。然し現在岡林課長が九州地方の実情を調査に出張してゐるから、帰京次第決定連絡する。

4、近日中に退職することになるが、事務上の疑問点、又は不

明の点があつたなら連絡すれば出社の上説明する。
5、退職の時は神社にて一夜ゆつくりと御意見を拜聴したいと思ふから御連絡下さい。
6、調査課移転は靖国会館一階の玄関と東側一室の予定で、目下研究中である。

三、八月二〇日清水事務官を訪問す。

1、八、二、会談引継の戸棚の件、別紙書類の通り品目数量を列記す。

2、搬入は三十日三輛、三十一日二輛と予定す。

3、運搬は当方（復員局）にてやるが、降荷は神社側にてやつてもらいたい。

4、未整理の書類は世話課に連絡済にて回答の有つたものと無いものがある。この数約一万。

この分を名票に記入し置けば便利であると思はれる。

5、八、二、会談の公報の云々と言ふことは、結局資料を復員局より出すと云ふことなること、或は事情により従来死亡報告者名簿（公報発令報告書）の形式にて回附する様になるかも知れない。公報の区分は、死亡告知書（遺族宛）、死亡報告書（町村長宛）とに分けられる。

6、名簿中には重複が相当数あると思はれるが、これは脱漏を防ぐ為の手段である。

7、連名簿作製の分は照合点検してゐないから、この照合をする必要がある（約九四万）。

8、実際に公報（又ハ名簿）が神社に回附するのは、十月頃と予想される。これは各地方世話課にて事務の方法等が異り、進捗の度により遅れるものと思はれる。

水上事務官

1、G・H・Q.の検査のあつた場合の所置。

2、書類保管上前項の点を注意すること。

四、八月二四日。

1、神の藤主典一復へ出向、先に申請せしカード棚受領の為に。

2、カード整理棚二輛。事務引継関係書類及戸棚一車輛を受領す。

五、八月二八日、一復へ出向事務打合せをなす。

3、本日は職員全員の應援を得、特に晝食を支給す。

1、引続事務整理要領の件

2、戸棚及書類運搬の件、三十一日頃の予定。

3、部隊号一覧表受領の件、三部受領す。

- 4、物品拂下申請書に添付書類依頼の件
月曜日（三十日）に下附のこと。
- 5、引続書類保管場所の件、これと関係してG、H、Q、との件
六、八月三十日、一復へ出向。
- 六、添附書類受領。
1、自動番号器受領。
2、書類運搬は九月二日の予定。
七、九月二日。
1、引続書類及戸棚等受領す。
二車輛搬入にて全部終了す。
但、机一、椅一、未受領（二四、二、一六受領ス）。
八、九月一三日。
1、拂下戸棚申請書の片書提出の為出向。
2、世界地図受領、但、G、H、Q、届出書籍につき一時借用のこととする。
九、九月二〇日（月）。
1、終戦後死歿者調査書類受領方電話にて連絡あり。自動車にて来訪せられ度き旨。
二、九、二四、終戦後死歿者の申告票を受領す。その他昭二〇、四月の分一部受領す。これにて昭二〇、四、原簿は畧々全部受領す。
三、九、三〇、清水事務官退職挨拶の為来社、同日死歿者連名簿の一部を持参す。
三、一〇月一六日、送附物品目録を松村囑託受領ス。
三、十月五日カード整理棚移管の件につき神の藤主典一復へ出向、十月六日三十二個搬入す（無償拂下）。
四、十一月四日、水上事務官事務引続日程打合せの為来社、権宮司、神の藤主典應接す。
五、十一月八日、水上、清水、事務官来社事務引継を受く、権宮司立会、鈴木部長、神の藤主典説明を受く。終つて関係者岡林課長、水上、清水、西片、宇田川、（鈴木欠）事務官、宮司、権宮司、大谷、鈴木、神の藤、出席会食を共にす。

【二六五】（靖国神社荒木田主典宛復員業務課長井上義弘書簡写）（昭和26年2月28日）

昭和二十六年二月二十八日

復員業務課長 井上 義 弘

靖国神社 荒木田主典様

先日は合祀に関し御配慮の趣き承はり誠に結構な事と存じ直ちに関係者と協議しました。
この結果対敵行動中戦死戦傷死したもので既に軍属として処理されている者は勿論審査の上合祀して戴き得ることゝ存じますが、軍属としての手続未済のまま終戦となり、その後かゝる手続を行うことができず然かも実質上前記のものと同様と認め得る左記に該当するものに対しては一應靖国神社へ申達し御審査を願出ることが適当と存じましたので近く全國世話課長へこの旨口達する意向であります、如何なものでせうか御はかり申上ます。
尚本件は二復（元海軍関係）とも打合せ済につき申添えます。

左 記

學徒動員令により軍管理監督又は所管の工場において勤務中戦死した者を靖国神社に合祀方申達される場合には、これを審査の対象として考慮する旨神社より申出があり、当方としても適当な處置と認め諒承しましたからその主旨に沿ふ如く取扱つていたゞきたい。
尙戦死とは敵の使用した兵器に因り直接被りたる損傷により死亡した場合を謂ふものであります。

【二六六】學徒動員に依る戦歿者に関する打合の件（昭和26年3月7日）

昭和二十六年三月五日起案

學徒動員に依る戦歿者に関する打合の件

標記の件別紙の如き状況に付
一、敦賀市三島××より學徒動員による死歿者××××命の永代神樂の申出あり。
二、死歿者名簿を調査せるも見当らず。世話課へ照会せる所世話課に於ては軍属の取扱をせず一般戦災死者として取扱ひ居るとの旨回答あり従つて世話課よりの合祀申請も当然行はれて居ないものである。
三、二月二十六日池田權宮司、鈴木彌直、荒木田主典（復（美山、井上両課長を訪問、學徒動員に依る戦歿者の合祀手続に関し事情を説明の上協力を依頼す）。
四、三月二日業務課鈴木事務官別紙の如き井上課長名の書信を持参奉仕。
五、一應荒木田主典名にて井上課長宛に書信の趣旨の如く然る可く取計らはれ度き旨回答しあり鈴木事務官に井上課長宛送達方を依頼す。
六、猶權宮司名に依り別紙案の如き回答文を井上課長宛送達致し度。
（別紙案）
去る二月二十八日附御書面の件拜承致しました。御多忙中にも拘らず種々御配慮を賜り厚く御禮申し上げます。就きましては御申越の御趣旨により宜しく御取計り下さる様御願致します。先は右御依頼申し上げます。
昭和二十六年三月七日

靖国神社權宮司 池 田 良 八

第一復員局業務課長 井上 義 弘 殿

【二六七】終戦以降に於ける戦歿者奉斎の状況（昭和26年10月）

終戦以降に於ける戦歿者奉斎の状況

- 昭和二十年十一月十九日 臨時大招魂祭
大東亜戦争並に支那満洲事変に關し昭和二十年九月二日迄に死歿の軍人軍属等にして合祀未済の者を一括招魂の上招魂殿に鎮齋
- 昭和二十一年 四月三十日 合祀祭
陸 一六、八五六柱
海 一〇、一〇八柱
- 昭和二十一年 十月 十日 招魂殿遷座祭
招魂殿に鎮齋中の御霊を御本殿相殿に奉遷
- 昭和二十二年 四月廿一日 靈璽奉安祭
陸 五三、六二七柱
海 五、七二五柱
- 昭和二十三年 五月 五日 〃
陸 一九、三四六柱
海 二八、三六〇柱
- 昭和二十四年 六月 四日 臨時招魂祭
昭和二十年九月三日以降昭和二十三年五月三十一日迄に死歿の軍人軍属にして合祀該当者を招魂相殿に鎮齋
- 昭和二十四年 十月十七日 靈璽奉安祭
三〇、一四六柱合祀
陸のみ
海なし
- 昭和廿五年 六月 四日 臨時招魂祭
昭和二十二年六月一日以降昭和二十四年五月三十一日迄に死歿の軍人軍属にして合祀該当者を招魂相殿に鎮齋
- 昭和廿五年 十月十七日 靈璽奉安祭
陸 七五、二六八柱
海 四一、一四五柱合祀
四一、一四五柱合祀
- 昭和廿六年 六月 四日 相殿合祀祭
昭和二十四年六月一日以降昭和二十五年五月三十一日迄に死歿の軍人軍属にして合祀該当者を招魂相殿に鎮齋
- 昭和廿六年 十月 九日 靈璽奉安祭
陸 四五、〇一二柱
海 二〇、一六八柱
- 合祀通知状
昭和二十一年四月三十日合祀迄は送附済
- 昭和二十一年四月合祀より昭和二十六年十月合祀まで
陸 四五、〇一二柱
海 二〇、一六八柱
陸 二四〇、二五四
陸 十三三、三九八柱
海 一一〇、二三八
陸 十三七、〇九四柱

【二六八】第十二回国会衆議院外務委員会議録第三号（昭和26年11月2日）

（発言者）

並木芳雄（委員）

荻野勉（説明員。文部事務官）

菊池義郎（委員）

〔発言順。敬称略〕

○並木委員 それでは次の問題をちよつとお尋ねしておきたいと思ひます。それはただいまの遺骨とも非常に關係があるのですけれども、靖国神社の合祀の問題でございます。これは戦争中戦死をされた方々で、ほとんど大部分がまだ合祀されていないのじやないかと思うのです。先般靖国神社の大祭が復活したということは、非常に喜ばれておりますけれども、戦死者を出している家庭の声を聞いてみると、自分の子供は実はまつられていないのだ、だからああいうお祭りをするよりも、まず合祀をしてもらいたい、そういう声が多いのです。そのまつられていない柱の数はどのくらいであるか。それからそれを至急靖国神社に合祀すべきであると思ひますけれども、政府としてはどういふふうにか考へておられるか、そういう点を厚生省でも文部省關係でもどなたでもけっこうですが、おわかりの方よりお回答願ひたいと思ひます。

○荻野説明員 ただいま靖国神社の合祀のことにつきましてお尋ねがあつたのでございますが、お存じのように、戦後は靖国神社も含めまして、神社は國家管理を離れております。従つて靖国神社自体でもし合祀をやりたいと思へば、自由にいつでもできるのでございます。ですから政府の方でそれを勧奨するというふうなことも、少し行き過ぎの感があります。また靖国神社自体がそれを営むという場合に、政府がまたそこに何らかの関与するといふふうなことも、それも現在困難な状況に取扱いがなつております。従つてその合祀の件につきましては、靖国神社自体が特に考へておられるのではないかと、私どもは推察いたしておるのであります。直接政府の問題としては考へられない点があるのであります。その点御了解をいただきたいと思ひます。

○菊池委員 ちよつと関連して……。靖国神社が國家管理といひますか、それを離れた、それはどういふ原因からでございますか。これから再軍備もされましようし、靖国神社は今までの

ように、われ／＼尊敬して行かなければならぬものと考えておりますが……。

○荻野説明員 靖国神社初め護国神社が、全国各地にたくさんあるのですが、これはやはり神社でございます。靖国神社は戦後、もしそれが宗教ないし信仰としてみずから立つならば、その存続が認められて、そして他の宗教団体、つまり寺院とか教会、そのようなものと同様な法的保護を受けることができる、こういうふうな内容のメモランダムが出た、俗に神道指令と申しております。それはどこから来ておるか申しますと、政教分離の原則から来ております。これは現在の憲法におきましても、その点ははっきりいたしております。憲法もやはり同じ精神であると思うのでございます。従つてやはり靖国神社の場合も、その神社が他の一般の神社と比較しまして特殊な性格を持つた神社でございますけれども、やはり神社であることにはかわりはないのであります。従つて政教分離という原則から、国家管理を離れたのであります。但し自主的活動は自由にでき、法的保護は他の社寺と同様に受ける、こういうことになっております。

○菊池委員 そうすると、最近靖国神社を法人にするとか何とかいう運動は、そこから来ているわけでございますか。

○荻野説明員 法人と申しますと、おそらく宗教法人の意味であらうと思いますが、靖国神社を他の神社と同様に、終戦後宗教法人令というボツが出ました。それに基いてすべての宗教団体、神社も宗教法人になっております。またその機会が与えられたわけでありまして、靖国神社もその宗教法人令に基いて、みづから宗教法人令による宗教法人になり、現在もそのような形になっております。この四月から宗教法人法という新しい法律が制定されましたので、この新しい法律による宗教法人として、さらに手続を近く進めるといつたふうな状況にあるのであります。

○菊池委員 国民感情としては、あそこは今までのような特殊の神社として、国家でもつて管理してもらいたいというふうな熱望が、全国にあると思うのであります。それを今まで通りにするには、どういうふうにしたらよろしうございませうか。

○荻野説明員 そのような希望が、あるいは一部にあるかとも存じませんが、私どもが了解しております範囲では、靖国神社関係者においても、そのような意向はありませんし、また私どもの立場におきましても、特に靖国神社のような神社について、特殊な扱いをするということについては、今何ら考えておりませ

せん。

○菊池委員 考えておいでになるならそれは別といたしまして、今まで通りにするには、どういうふうな法的手続が行うわけですか。

○荻野説明員 そのことにつきましては、ちよつとお答えするだけのものを持たないでございます。

○並木委員 それじゃ最後にもう一点お伺いしておきたいと思つて、それは最近慰霊祭あるいは遺骨の埋葬というか、英霊の葬儀でございますけれども、そういうものに対して、まだ周知徹底されておられないか、このまではやつていいのかわりかという限界点がはつきりしておらないようです。たとえば村で主催をしてそういうことをしていいかどうか、あるいは部落で主催をしてそういうことをしていいかどうか、そういう点についてよくわかつかない筋がありますので、政府としては、現在まででどういう方針をとつておられるのか、それをはつきりここで示しておいていただきたいと思います。

○荻野説明員 慰霊祭は、個人または民間団体が主催して行う場合には自由でございまして、これは今日そのようになつたのはありませんで、戦後いろいろ／＼制度がかわりましたが、その点についてははつきりかわりがないのでございまして。但し部落でやるか、あるいは市町村で主催してやるか、あるいは国が主催してやる、いわゆる公葬は、現在でもなおかつできないという取扱いになっておるのでございます。

○並木委員 市長なら市長、村長なら村長という資格で個人または民間団体の葬儀あるいは慰霊祭に列席して焼香する、これはさしつかえないのですか。ちやんと公職についてやる場合です。

○荻野説明員 個人または民間団体が主催して行う慰霊祭に、公的資格をもつて公務員が出席すること、そして弔辞を述べること、また香華料を贈ること、このことはさしつかえないということに、最近そういうふうな取扱いをはつきりいたしております。

○並木委員 そういう個人または民間団体の行う葬儀、または慰霊祭に対して、公的機関、市なら市、村なら村の役所あるいは役場から協賛として、あるいは後援というか、そういう役割をなすことができるかどうか。そしてまたそういうものに対して公の金を支出することができるかどうか。

○荻野説明員 現在の取扱いにおきましては、その場合多少いろいろ疑義が生じますので、取扱い上、そのような公的援助はできないということになっております。

【二六九】第十三回国会参議院法務委員会戦争犯罪人に対する法的処置に関する小委員会会議録第一号（昭和26年12月12日）

（発言者） 今村ひさ子（参考人。東京戦争犯罪人家族会長）

〔敬称略〕

○参考人（今村ひさ子君） 思想的には、なんでございませう。こうして苦しい立場に立つておりますが、主人たちがそういう立場に立つておりますので、何とでもして今日国のためになりませうにお互いに家族が寄り合ひまして、いろ／＼慰め合ひまして、健全な思想を持つて暮らしておるような状態でありまして、一家がもう散り／＼になりまして、死に絶えたようなお宅もたくさんございまして、これから集鳴をお出になられましても、帰るおうちもないというかたもたくさんございませう。それから内地におりますかたはこうした苦勞がございませうが、同じ苦しい中にも、遠く比島や濠州に残されております三百四十八名の家族は、遠く現地のことをいろ／＼と案じまして、心配は一しお深刻でございます。春、花がきれいに咲きましても、もみじがきれいに紅葉いたしましても、又いろいろと楽しい行事がございませう、私たちの家族には一向それを楽しもうという気もありません、ただ心の中は寝ても醒めてもこの人たちが一日も早く帰つてくれることだけを皆心に念じ、祈つておる次第でございます、どうぞこの家族の気持をお察し下さいまして、何とぞお力添えのほどを千八百二十九名の家族に代りまして、皆様がたに心からお願ひ申し上げます。

又これに附加えまして、一言御報告申し上げたいと存じますのは、戦犯で処刑されたかたの御遺族でございませうが、戦犯で処刑されたかたの御遺族は、只今靖国神社に祀つて頂くことができませんで、誠に肩身の狭い思いをしてお過ごしになっていらつしやいまして、実にお気の毒でございませう。このことも附加えて皆さんのお耳にお入れ申し上げたいと存じます。